

北海道立衛生研究所における公的研究費の適正な管理に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定）に基づき、北海道立衛生研究所（以下「当所」という。）における公的研究費について、適正に管理し執行するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 公的研究費

当所が管理し執行するすべての研究費であり、一般試験研究費、受託試験研究費、共同研究費及び外部資金活用研究費等をいう。

(2) 構成員

当所に所属する研究職員、事務職員、技術職員及びその他公的研究費に関わる職員（非常勤職員を含む）をいう。

(3) 不正

故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は法令等の規定に違反した公的研究費の使用をいう。

(4) コンプライアンス教育

不正を事前に防止するために、構成員に対し、公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、どのような行為が不正にあたるのかなどを理解させることを目的として実施する教育をいう。

(5) 啓発活動

不正を起こさせない環境を構築するために、構成員に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動

(管理体制)

第3条 公的研究費を適正に管理運営するため、当所に次に定める者を置く。

(1) 最高管理責任者

公的研究費の管理運営に係る最終責任を負う者とし、所長をもって充てる。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理運営について当所全体を統括する実質的な権限と責任を持つ者とし、企画総務部長をもって充てる。

(3) コンプライアンス推進責任者

公的研究費の管理運営について実務上の権限と責任を持つ者とし、企画総務部企画情報グループ主幹をもって充てる。

(4) 監事

当所の公的研究費の管理運営等を監査し、最高管理責任者に直接意見を述べる者として、副所長をもって充てる。

(責任体系の明確化)

第4条 最高管理責任者は、次の各号に定める役割を担うものとする。

- (1) 公的研究費の不正防止に係る基本方針（以下「基本方針」という。）及び公的研究費を適正に管理運営するため、構成員が遵守しなければならない行動規範を策定し、構成員に周知するとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が公的研究費を適切に管理・運営を行えるよう必要な措置を講じなければならない。
- (2) 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定や見直しに当たっては、その実施状況や効果等について審議する場を設ける。
- (3) 最高管理責任者が自ら不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

2 統括管理責任者は、次の各号に定める役割を担うものとする。

- (1) 基本方針に基づき、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）の策定、コンプライアンス教育や啓発活動等の具体的な実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、コンプライアンス推進責任者に各計画の実施を指するとともに、随時、当該実施状況を確認し、最高管理責任者に報告しなければならない。
- (2) コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものとし、定期的に見直しを行う。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める役割を担うものとする。

- (1) 不正防止計画及び実施計画に基づく対策を実施し、随時、当該実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。
- (2) 構成員に対し、コンプライアンス教育を実施するとともに、その受講状況及び理解度について管理監督する。
- (3) 行動規範について、構成員に周知徹底する。
- (4) 法令遵守の義務を意識づけるため、全ての構成員から誓約書(別記様式)の提出を求める。
- (5) 構成員に対し、継続的に啓発活動を実施する。
- (6) 構成員が適切に公的研究費の管理・執行等を行っているかをモニタリングするとともに、必要に応じ改善を指導する。

4 監事は、次の各号に定める役割を担うものとする。

- (1) 不正防止に関する当所全体の体制・運用状況について、内部監査部門や不正防止計画推進部署等連携し、全体の観点から意見を述べる。
- (2) 内部監査やモニタリングによって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映され、適切に実施されているか確認し、意見を述べる。

(不正防止計画推進部署)

第5条 不正防止計画を着実に推進するため、企画総務部企画情報グループ内に不正防止計画推進部署を置く。

2 不正防止計画推進部署は、総括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者とともに、前条第2項及び第3項に掲げる当所全体の具体的な対策を策定・実施に関する事務を担当す

る。

- 3 不正防止計画推進部署は、不正を発生させる要因のモニタリングを行い、当該モニタリングの結果等に基づき、定期的に不正防止計画の見直しを行うものとする。

(相談窓口等)

第6条 最高管理責任者は、公的研究費に係る使用ルール等に関する相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）及び不正使用に関する通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を設置するものとする。

- 2 相談窓口は企画総務部企画情報グループに置く。

- 3 通報窓口は企画総務部企画情報グループ主幹とする。

(1) 名 称

北海道立衛生研究所企画総務部企画情報グループ

(2) 住所等

〒060-0819 北海道札幌市北区北19条西12丁目

(3) 連絡先

電 話 011-747-2717 F A X 011-736-9476

(4) 電子メールアドレス

meyasubako@iph.pref.hokkaido.jp

(5) 受付方法

封書（書面）、電子メール、電話、F A X、面談等

- 4 通報窓口は、通報を受理したときは、速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者に通報の内容を報告しなければならない。また、企画総務部企画情報グループ主幹が自らの職務において不正を知り得たときも同様とする。

- 5 本条の規定による通報の受付に関与する者（以下「受付関係者」という。）は、通報を行った者（以下「通報者」という。）及び通報において不正を行ったとされる者（以下「被通報者」という。）を特定する情報並びに通報の内容について、通報者及び被通報者の意に反して受付関係者以外の者に遺漏しないよう、秘密の保持を徹底しなければならない。

(調査及び処分)

第7条 通報の内容により不正の疑いがあると認められた場合、最高管理責任者は、自らを長とする調査委員会を組織し、速やかに必要な調査を行うものとする。

- 2 調査委員会は、次に掲げる者の中から所長が指名することとし、(4)の委員を半数以上含むものとする。

(1) 副所長

(2) 感染症センター長

(3) 各部長

(4) 外部有識者

- 3 前項の規定にかかわらず、調査対象となる研究及び通報者又は被通報者と直接の利害関係を持つ者は、委員となることができない。

- 4 不正の調査に係る取扱いについては、研究上の不正に係る調査取扱要領の定めるところに

よる。

- 5 調査委員会は、通報者及び被通報者を特定する情報並びに通報の内容及び調査内容について、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外の者に遺漏しないよう、秘密の保持を徹底しなければならない。
- 6 第1項の調査の結果、不正があったと認められた場合、所長は、当該不正を行ったと認められた者の処分を北海道に委ねるものとする。
- 7 前項の対象となる職員の処分が決定した場合、当該不正の内容等の公表を行うものとする。

(公的研究費の取扱い)

- 第8条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な取扱いに関し各構成員の権限と責任を明らかにしたうえで、公的研究費の管理運営に関わる全ての職員に対し分かりやすく周知しなければならない。
- 2 公的研究費の取扱いについては、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）その他関係規程等の定めるところによる。また、外部資金活用研究費の取扱いについては、北海道立衛生研究所における外部資金取扱要領の定めるところによる。

(内部監査)

- 第9条 最高管理責任者は、外部資金の不適正な執行を防止するため、内部監査部門を設置し、監事等と連携し、次に掲げるところにより実効性のある内部監査を実施するものとする。
- (1) 内部監査部門は、最高管理責任者の直轄として組織する。
 - (2) 内部監査部門は、会計書類の形式的要件に係る監査に加え、不正が発生するリスクに対応する監査を実施する。
 - (3) 内部監査は、当所全体の不正使用防止に係るモニタリングが有効に機能しているか否かを確認し、検証するものとする。

(雑則)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の適正な管理等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年9月18日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。